

生活環境だより

令和7年8月28日 発行

発行

高遠町衛生自治会
伊那市役所 高遠町総合支所
市民福祉課 市民生活係
電話 94-2554
E-mail t-sif@inacity.jp

回 覧

クリーンセンター八乙女 受入休止

クリーンセンター八乙女（不燃ごみ・粗大ごみ処理施設）では、設備更新のため基幹改良工事を行っています。これに伴い、令和7年9月・11月・令和8年2月の各月は、ごみの受入れが休止となります。

休止期間中は、「燃やせないごみ」の収集とクリーンセンター八乙女への持ち込みはできません。

休止期間中は、資源ごみのうち「びん類」は回収しません。

詳しくは令和7年度ごみ・資源物収集カレンダーの右上をご覧ください。

野焼きは原則禁止です！

「近所で野焼きをしていて、煙や臭いで大変迷惑している。」といった苦情が多く寄せられています。

落ち葉や剪定枝、土手草（枯草）などを燃やすことは例外的に認められていますが、その煙や臭いが周囲に迷惑をかける可能性があります。

例外的に認められている焼却であっても、野外焼却はあなたが思っている以上に近隣の方々の生活に影響を及ぼします。

1. 住宅密集地近くでの野焼きは控えましょう。
2. 例外的に認められている落ち葉や枯れ枝は十分乾燥させて、なるべく煙が出ないように小分けにして燃やしましょう。
3. たき火をするときは風向きや強さを確認してから行いましょう。
4. 野焼きのついでに家庭ごみを燃やすことはできません。

やむを得ず焼却をするときは、周辺の地域の環境保全に十分な配慮をお願いします。

（裏面もご覧ください）

9月中旬～10月は不法投棄監視強化月間です！

不法投棄は、山林の道路脇などの^{ひとけ}人気が少ない場所で行われ、景観を損ねるのはもちろんのこと、水質や土壌の汚染などの影響も心配されます。また、空き缶などの小さなごみでも、ポイ捨てすれば不法投棄となります！

★不法投棄は重罪です！

5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、またはその両方の罰則が科されます。

ごみ処理の有料化に伴い、悪質な不法投棄が後を絶たないのが現状です。市民の皆さんも、不法投棄は「しない」「させない」をモットーに、地域一丸となって取り組みましょう。

○もし不法投棄を見かけたら

不法投棄の現場を発見したときは、すぐ110番通報してください。投棄している「場所」、「時間」、「車のナンバー」などを控えていただくと、投棄した者の特定がしやすくなりますので、ご協力をお願いします。

また、不法投棄した者が特定できそうな証拠品を見つけた場合は、伊那警察署高遠交番（TEL94-2535）、または高遠町総合支所市民福祉課市民生活係（TEL 94-2554）へ連絡してください。

